

**世羅町マイナンバーカードタクシー事業構築及び保守業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

本要領は、「世羅町マイナンバーカードタクシー事業構築及び保守業務（以下「本業務」という。）に係る契約相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

世羅町マイナンバーカードタクシー事業構築及び保守業務

(2) 業務内容

「世羅町マイナンバーカードタクシー事業構築及び保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

構築及び導入業務： 契約日の翌日から令和7年12月31日まで

運用及び保守業務： 令和8年1月1日から令和10年3月31日まで

なお、運用及び保守業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。

3 提案上限額

32,060,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）を上限とする。

うち、世羅町外出支援事業電子化システム導入業務上限額：28,760,600円、世羅町デマンド交通利用券電子化システム導入業務上限額：3,300,000円

4 スケジュール

| 実施内容 | 期 日 |
|---------------------|----------------------|
| 公募の開始 | 令和7年6月6日（金） |
| 質問書の提出期限 | 令和7年6月13日（金）午後3時（必着） |
| 質問書に対する回答期間 | 令和7年6月18日（水）まで |
| 参加申込書の提出期限 | 令和7年6月24日（火）午後5時（必着） |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和7年7月1日（火）午後5時（必着） |
| 審査（プレゼンテーションの実施） | 令和7年7月8日（火）午後予定 |
| 審査予備日（プレゼンテーションの実施） | 令和7年7月11日（金）午後予定 |
| 審査結果の通知 | 令和7年7月中旬頃（予定） |
| 契約締結 | 令和7年7月下旬～8月上旬頃 |

5 参加資格

本プロポーザル参加者(以下、「参加者」とする。)は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日から契約締結日までの期間に、世羅町の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 公告日から契約締結日までの期間に、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立を受けた者を除く。)または会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 世羅町暴力団排除条例に基づく排除措置を受けていない者であること。。
- (5) 世羅町の令和6・7年度 物品・役務業務等入札参加資格者名簿の「情報処理業務」のうち「システム」部門に登録されていること。
- (6) マイナンバーカードを利用した交通系電子化システムの構築及び運用について、1自治体以上での運用実績がある者。

6 関連図書の閲覧

(1) 閲覧期間

公告日から令和7年7月1日(火)午後5時まで

(2) 閲覧方法

世羅町役場掲示板、せらにし支所掲示板及び世羅町ホームページに掲載しているデータのダウンロードによる。

(3) 説明会

実施しない。

(4) 閲覧資料

- ア 世羅町マイナンバーカードタクシー事業構築及び保守業務公募型プロポーザル実施要領
- イ 世羅町マイナンバーカードタクシー事業構築及び保守業務仕様書

7 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望し、参加資格を満たすものは次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

参加申込書(様式第1号) 1部

(2) 提出期間

令和7年6月6日(金)から令和7年6月24日(火) 午後5時(必着)

(3) 提出方法

持参、電子メール、又は郵送により提出すること。

※ 持参による提出の受付時間は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

(4) その他

ア 参加者は、参加申込書(様式第1号)の提出をもって、本実施要領記載の内容を承諾したものとみなす。

イ 参加申込書の提出後、辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出すること。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届(様式第2号)

イ 会社概要(任意様式、パンフレット可)

ウ 業務実績(任意様式)

参加資格要件の、マイナンバーカードを利用した交通系電子化システムの構築及び運用についての実績が確認できる書類を添付すること。

エ 企画提案書(任意様式)

企画提案書に、以下の内容について記載したものを添付すること。

(ア) 業務実施体制

(イ) 業務フロー及び業務スケジュール

(ウ) システムの全体像

(エ) システム機能

(オ) システム運用、保守及びサポート

(カ) セキュリティ対策

オ 見積書(任意様式)

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む金額とすること。

(2) 提出部数

正本1部、副本7部(副本はコピー可)フラットファイル(A4判)に左綴じとすること。

(3) 提出期間

参加申込書提出受付後から令和7年7月1日(火) 午後5時(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 持参による提出の受付時間は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで。

※ 郵送方法については、到達したことを確認できる方法を推奨する。不着の場合について本町は責任を負わないものとする。

(5) 企画提案書の作成方法

ア 企画提案書は、A4判縦とする。

イ ページ数は、10 ページ以内(表紙含む)とし、ページ番号を付すこと。

ウ 提出する書類の印刷方法(片面・両面)の指定はない。

エ 書式・書体は自由形式とするが、フォントの大きさは、原則 11 ポイント以上とする。

(6) その他

ア 企画提案書は、1者につき1案とする。

イ 企画提案書を受け付けた後の追加、修正及び差し替えは、町から指示があった場合を除き一切認めない。ただし、審査に必要と認められる場合は、町から資料の追加提出を求めることがある。

9 質問の受付及び回答

本プロポーザル及び本業務に関する質問については、質問書(様式第3号)により受け付ける。

(1) 提出期間

令和7年6月6日(金)から令和7年6月13日(金) 午後3時(必着)

(2) 提出方法

質問がある場合は、質問書(様式第3号)に質問事項を箇条書きで記載し、世羅町福祉課のメールアドレスへ送信すること。(メールタイトルは、「プロポーザル質問書(マイナンバーカードタクシー事業)」とする。)

メールアドレス : fukushi@town.sera.hiroshima.jp

なお、町が受信した旨を電子メールで返信するが、返信がない場合は電話で確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年6月18日(水)までに世羅町ホームページに掲載する。

10 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和7年7月8日(火) 午後予定

(2) 実施場所

世羅町役場 本庁舎 会議室

(3) 予備日

気象警報等の発令によりプレゼンテーションが実施できないことが見込まれる場合は予備日の令和7年7月11日(金)に変更する。この場合は、令和7年7月7日(月)午後5時までに参加者全てに連絡する。

(4) 実施方法

ア プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。

イ プレゼンテーションは、提出された企画提案書により行うものとし、当日の追加資料は受けつけない。ただし、町から提出を求められた資料等については、この限りでない。

ウ 実施時間は1事業者につき30分以内(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内)とする。

エ プレゼンテーション実施会場には、長机、椅子、電源、スクリーン、ホワイトボードは備えているが、その他必要なもの(パソコン等)があれば提案者自身で準備すること。尚、パワーポイント等により、説明を行うことは可能とするが、パワーポイント等の内容は、提出した企画提案書に記載の内容のみとし、企画提案書に記載の無い内容(文字及び図表等を含む)を追加することはできない。

(5) その他

時間及び場所の詳細については、企画提案書の提出後に別途通知する。

11 評価項目及び評価基準

別紙「世羅町マイナンバーカードタクシー事業構築及び保守業務公募型プロポーザル評価基準(以下、評価基準)」のとおり。

12 選考方法

- (1) 審査は、世羅町マイナンバーカードタクシー事業構築及び保守業務審査委員会(以下、審査委員会)において行う。審査委員会は、町の職員5名で構成する。
- (2) 審査は、評価基準に基づき、提出された企画提案書、プレゼンテーションにより行う。
- (3) 選考の結果、評価基準に基づく評価点の合計が最も高い事業者を優先交渉権者とし、契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次点の者と交渉を行う。
- (4) 最高点が同点の場合は、選考委員の多数決により選定する。
- (5) 全ての参加者の企画提案内容が仕様書の水準を満足していないと審査委員会が判断したときは、優先交渉権者を選定しない。

13 選定結果の通知

選考結果は、優先交渉権者が決定後、2週間以内に文書にて全ての提案者に対して郵送により通知する。ただし、欠格となった場合は、別途通知する。

14 契約手続

- (1) 予定価格の範囲内において、優先交渉権者と随意契約を行うものとする。
- (2) 契約においては、世羅町財務規則第74条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。
- (3) 優先契約権者と世羅町とは、後日、契約交渉(業務内容、仕様書、経費等)を行った上で、再度正式な見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (4) 個人情報を取扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切に扱うものとする。また、本業務の履行に関し、受託者の責に帰する故意又は重大な過失により町又は第三者に対して損害を及ぼしたときは、受託者がその損害額を負担するものとする。ただし、その損害が天災その他の不可抗力によるときは、その負担について町と受託者で協議の上定めるものとする。

15 失格事項

参加申込書を提出した日から契約締結日までに次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たしていない場合。
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した場合。

- (3) 企画提案書の見積金額が提案上限額を超えている場合。
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載している場合。
- (5) 本要領及び仕様書に記載の内容を満たしていない場合。
- (6) 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた場合。

16 企画提案書の取扱い

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類は、本プロポーザルに係る審査以外には、提出者に無断で使用しない。ただし、世羅町情報公開条例(平成16年10月1日世羅町条例第9号)の規定に基づく開示請求があったときは、不開示情報に該当するものを除き開示対象とする。

17 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加者の自己負担とする。やむを得ない場合により、本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を町に請求することはできない。
- (2) 審査結果に関して一切の質疑、異議、申立を受け付けない。

18 提出及び問合せ先

世羅町 福祉課 高齢者地域包括支援係 (担当:西内、藤井)

〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字本郷 947 番地

電話 : 0847-25-0072(直通)

メールアドレス : fukushi@town.sera.hiroshima.jp